

上尾市工事検査要領

〔平成21年 4月 1日〕
〔市長 決 裁〕

上尾市工事検査要領（昭和61年4月4日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、総務部契約検査課が行う工事の検査（以下「工事検査」という。）を適正かつ円滑に執行するための指針に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する工事の検査に関しては、上尾市工事検査規則（平成24年12月28日規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（検査員の心得）

第2条 工事検査員（以下「検査員」という。）は、工事検査の確認者であることを自覚し、常に技術の研さんに励み、綱紀を乱すようなことがあってはならない。

2 工事検査は、厳正かつ公平を旨とし、誠実にその職務を行わなければならない。

3 検査員は、監督員の業務との競合を避けるとともに、補修等がある場合は、監督員に明確な指示をし、その実行を確認しなければならない。

（検査日程の作成）

第3条 工事検査の日程は、工事主管課から送付された工事概要通知書及び工事工程表に照らし、検査の実施を予定するとともに常に工事の履行確認が実施できるように努めるものとする。

2 前項の場合において、工事主管課から完成検査、既済部分検査、部分使用検査及び中間検査の請求があったときは、これらの検査を優先するものとし、検査は原則として検査請求のあった日から7日以内に行うものとする。

（検査の請求）

第4条 工事主管課長は、規則第6条第1項の検査の請求を行う場合は、工事主管課の監督員及び総括監督員が行った工事成績評定の評定表、運用表、当該工事の検査に必要な書類、工事完成通知書、検査請求書を速やかに契約検査課長に提出する。

2 完成検査は、原則として当該契約書等に定められている工期内に行うものとする。

(契約書等の事前検討)

第5条 検査員は、工事検査を行うときには、あらかじめ工事主管課から提出された当該工事の契約書、仕様書、設計図、現場説明書、現場説明に対する質問回答書その他必要な書類（以下「契約書等」という。）の内容を確認し、第8条から第10条までに定める検査の要点を参照して検査の確認箇所を予定しなければならない。

(検査の実施順序)

第6条 工事検査は、原則として次に掲げる順序で行う。

- (1) 設計変更、施工上の問題点及び契約書等の提出書類の内容について監督員から事情聴取を行うほか、必要に応じて工事施工図、機器承認図等の書類の検査
- (2) 現場を巡視し、契約書等と現場施工との照合確認
- (3) 既済部分検査にあつては、上尾市工事出来高算出要領（平成14年3月4日市長決裁）に基づき工事設計出来高明細書との照合確認
- (4) 部分使用検査にあつては、完成部分を契約書等に照らし、照合確認をするほか未完成部分との区分が明確になっているかの確認
- (5) 中間検査にあつては、工事工程表に照らし工事の進ちょく状況の確認
- (6) 検査の結果について疑義又は指摘事項のある場合は、監督員と協議の上、監督員を通して必要な指示
- (7) 完成検査を実施したときには、将来注意すべき点及び特に優れていた点について、受注者に対する講評

(中間検査の対象工事)

第7条 中間検査の対象工事は、原則として請負代金の額1,000万円以上で工事主管課長が必要と認められる工事とし、工事検査請求があつたときに実施する。ただし、契約検査課長が必要と認めたときは、あらかじめ工事主管課長に通知し、検査を実施することができる。

(部分使用検査の対象工事)

第8条 部分使用検査の対象工事は、契約書等において部分使用をする旨の明示があるものに限り実施するものとする。ただし、部分使用をする相当の理由があり市長が必要と認める工事については、この限りでない。

(完成検査、部分使用検査及び中間検査の要点)

第9条 完成検査、部分使用検査及び中間検査の要点は、規則第10条第1項の規定に定めるもののほか、次に掲げる工事共通事項によるものとする。

- (1) 特記仕様書記載事項（指定する機械類は、商標又は銘板等による。）の確認
- (2) 主要構造部分並びに主要付帯設備の形状寸法及び員数の確認
- (3) 施工延長は、起終点を基準として測点間の距離を実測確認
- (4) 縦横断形状は、測点を実測して出来形寸法を確認
- (5) 地下埋設等の完成後明視できない箇所は、工事写真及び関係資料等による施工状況の確認
- (6) 使用材料品質の適否及び材料試験結果の確認
- (7) 現場内外の安全施設整備による事故防止対策の適否確認
- (8) 受注者の工程管理状況の良否確認
- (9) 法令による手続及び自主検査の実施確認
- (10) 後片付け及び清掃の良否確認

(既済部分検査の要点)

第10条 既済部分検査を行うときには、契約書等に定められている部分払の支払い回数の範囲であるかを確認するものとする。

2 出来高の算出については、監督員が工事設計書に基づき工事設計出来高明細書を作成し、施工済部分及び検査材料について査定したものにより、次の事項を確認するものとする。

- (1) 上尾市工事出来高算出要領に基づき算出してあること。
- (2) 設計変更が予想される部分の出来高が100%となっていないこと。
- (3) 施工済部分及び検査済材料と出来高比率の相違がないこと。
- (4) 計算が正確であること。

3 出来高比率は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

4 出来高算出の基準日は、工事受注者が関係資料とともに、市に部分払請求書を提出した日とする。

(その他の検査要点)

第11条 前2条に規定する検査の要点に記載されていない事項については、検査員の判定によるものとする。

(検査報告書等の提出)

第12条 検査員は、工事検査が完了したときは、速やかに当該工事検査の結果を規則で定められた所要の書類を作成し、契約書等とともに契約検査課長に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合については、契約検査課長に報告し検査結果の記入について協議するものとする。

- (1) 設計の変更を要する箇所を発見した場合
- (2) 工期内に完成の見込みがないと認められた場合
- (3) 契約の解除又は工事の中止を要すると認められた場合
- (4) 契約書等と工事が著しく異なっていると認められた場合
- (5) その他特に重要と認められる事実を発見した場合

2 検査員は、工事検査の結果、規則第11条第1項に該当する補修又は改造の指摘事項のある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により取り扱うものとする。

- (1) 構造物に重大な支障となるもので補修又は改造を要するもの 手直し事項として、原則として再検査をする方法
- (2) ごく限られた範囲のもの若しくは少数のもので構造物に支障となるものでないもの又は補修箇所が多数あるものの構造物に支障とならないもの 指摘事項として、工事主管課長の報告をもって検査に代える方法
- (3) 著しく部分的なもの若しくは著しく軽微なもので構造物の機能に支障とならないもの又は後片付け若しくは清掃を要するもの 指示事項として、工事主管課長の報告をもって検査に代える方法

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、工事検査に関し必要な事項は、契約検査課長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年9月5日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。